

公募型プロポーザルの公告

南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業について、下記の通り公募型プロポーザル行うので公告する。

令和8年6月8日

本部町長 平良武康

1. 公募型プロポーザルに対する事項について

- (1) 委託業務名 令和8年度南米本部町出身子弟研修生(アルゼンチン)受け入れ事業(以下、「本事業」という。)
- (2) 業務内容 「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業に係る企画提案仕様書」を参照
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 見積限度額 7,253,000円(税込)
- (5) 契約保証金 本部町契約規定に基づく

2. プロポーザルの全体スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 公告開始 | 令和8年6月 8日(月) |
| 企画提案書質問受付締切 | 令和8年6月19日(金)午後5時必着 |
| 企画提案書質問回答 | 令和8年6月22日(月) |
| 企画提案書提出期限 | 令和8年6月24日(水)午後5時必着 |
| 一次(書類)審査結果通知 | 令和8年6月26日(金) |
| 2次(プレゼンテーション)企画審査 | 令和8年7月 3日(金) |
| 委託契約候補者決定通知 | 令和8年7月 7日(火) |

3. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「海外子弟等の人材育成・研修受入に関する事業」の実績やノウハウを有すること。
- (3) 県内に主たる事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 本委託業務を実施するため、管理責任者を含めて2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。必要に応じて、スペイン語、ポルトガル語に対応できる体制を外部委託等も含めて確保すること。

(5) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(3)、(4)の要件を満たす者であること。

4. 各書類の提出先

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地（本部町役場2階）

本部町役場 企画商工観光課 総合企画班 崎浜

TEL：0980-47-2702 E-mail：kikaku@town.motobu.okinawa.jp

5. その他

「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業に係るプロポーザル実施要領」および「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業委託仕様書」は本部町役場ホームページからダウンロードすることができる。